

運 営 規 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 定款第4条に掲げる事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 学校安全の普及充実事業

- ア 学校における安全教育の普及啓発
- イ 学校における安全管理の普及啓発
- ウ 学校教育の援助
- エ 安全振興の調査研究

(2) 見舞金等支給事業

- ア 死亡見舞金の支給
- イ 障害見舞金の支給
- ウ 負傷等見舞金の支給
- エ 義歯見舞金の支給
- オ 供花料の支給
- カ 特別見舞金の支給

(3) 生徒の修学奨励事業

(4) その他安全振興上特に必要な事業

第2章 会員

(加入の申込)

第3条 神奈川県立高等学校、特別支援学校の高等部及び中等教育学校に在籍する生徒の保護者（ただし、生徒が成人に達している場合は、当該生徒とすることができる。）で、当法人の会員になろうとする者は、安全振興会加入申込書（以下「加入申込書」という。）に会費を添えて、当該学校のPTAの代表者（PTAが組織されていない学校等にあつては、当該学校の長。以下「PTA会長等」という。）に提出しなければならない。

2 PTA会長等は、加入申込書及び会費を受理したときは、当該PTA等にかかる申込みを取りまとめ、安全振興会加入並びに更新届（以下「加入・更新届」という。）に必要事項を記入、生徒名簿を添付し、当法人に送付するとともに、会費は、当法人が指定する金融機関に振込まなければならない。

(会員としての期間)

第4条 会員としての期間は、前条の規定により加入の申込みを行い、かつ、会費を当法人に納入した日の翌日から当該会計年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度当初から在学する生徒の保護者が前年度末までに加入の申出

を行い、6月末日までに会費を納入したときは、当該年度の4月1日から会員の資格を取得したものとす。

(会員の資格の更新)

第5条 会員は、前会計年度に引き続いて会員になろうとするときは、当該PTA会長等を経由して、会費を6月末日までに当法人に納入することにより会員の資格を更新することができる。

2 会員資格の更新については、第3条第2項及び第4条第2項を準用する。

(会員の資格の喪失等)

第6条 会員は、死亡したときは、その資格を喪失する。

2 前項の場合において生徒の保護者である会員が死亡したときは、代わって生徒の保護者となるものがその資格を承継する。

3 生徒の保護者である会員が保護者でなくなったときは、その資格を喪失する。

(会員の異動届)

第7条 PTA会長等は、会員について、加入並びに更新届に添付された生徒名簿に記載した事項に変更があったときは、加入者異動届によりすみやかに当法人に届け出なければならない。

第3章 会 費

(会 費)

第8条 会費は、共済掛金及び一般会費の合計額とし、金額は別表に定める。

2 当法人は、会費の30%までを管理費に充てることができる。

第4章 事業

(学校安全の普及啓発)

第9条 当法人は、学校における安全教育及び安全管理の普及充実に資するため、次の事業を行うものとする。

(1) 学校安全に関する刊行物、ポスター等の作成及び配布

(2) 学校安全に関する研修会、講演会等の開催、学校安全に関する研究の委託、表彰等

(3) 学校における安全の普及啓発に資する事業を行う団体等への助成

(4) その他安全振興に資する事業

(見舞金)

第10条 当法人は、生徒の学校管理下等における災害に対して見舞金を支給する。

2 前項の見舞金については、別に定める共済規程による。

(供花料)

第11条 当法人は、会員を保護者とする生徒の死亡に対して供花料を支給する。

2 供花料は、会員の請求に基づいて支給する。

3 供花料は、10万円とする。

(供花料の請求)

第12条 供花料の請求をするときは、会員は、所定の供花料支払請求書を学校を經由して当法人に提出しなければならない。

2 供花料の請求については、やむを得ない事情がある場合は、PTA会長等が会員に代わって供花料支払請求書を提出することができる。

(供花料の支払い)

第13条 当法人は、第13条の規定による供花料の支払の請求があり、その内容が適正であると認定したときは、供花料を支払う。

2 当法人は、前項の規定により支払うことを決定したときは、供花料支払通知書を会員へ送付するとともに、決定から60日以内に銀行送金又は郵便振替により支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定によりPTA会長等が供花料の支払を請求したときは、供花料支払通知書とPTA会長等へ送付するものとする。

(供花料の時効)

第14条 供花料の請求をする権利は、死亡した日から3年間行わないときは、消滅する。

(修学奨励)

第15条 会員が、次の各号の一に該当するときは、別に定めるところにより、その生徒に修学奨励金を支給することができる。

(1) 別に定める修学奨励金給付基準第2条に該当する者

(2) その他特別の事情で学資の支弁が困難な者

2 修学奨励については、別に定める修学奨励金給付基準及び修学奨励生募集要項による。

第5章 委員会

(委員会)

第16条 理事会は本会の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の下に、次の委員会を置くことができる。

(1) 義歯見舞金審査委員会

(2) 作文コンクール選考委員会

(3) ポスターコンクール審査委員会

(4) その他本会の事業の円滑な遂行を図るために必要な委員会

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 個人情報保護

(個人情報の取扱)

第17条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の管理については、別に定める個人情報保護規程による。

第7章 運営規則の変更

第18条 この運営規則は、評議員会の議決を経なければ変更することができない。

第8章 補 則

第19条 この規則によりがたい事項及びこの規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。ただし、平成25年度以前の共済事業に関するものは、従前の例による。

附 則

この運営規則は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この運営規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この運営規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運営規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運営規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運営規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

学校・課程	会 費 内 訳			合 計
	純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高等学校 ^(※) 全日制	719円	361円	120円	1,200円
定時制	360円	180円	60円	600円
通信制	108円	54円	18円	180円
中等教育学校	719円	361円	120円	1,200円

(※) 「高等学校」には特別支援学校高等部を含む。

[注] 共済掛金については、毎年度見直すこともある。